

企業における安全保障輸出管理の意義

安全保障貿易管理。あまりに長いので以後 STC と表記します。

その名のとおり、日本の安全保障を目的として先端技術の敵対国流出を防止する目的の制度です。ココムと称されてきましたが、東西冷戦の終結後、その対象国は旧東側から軍事力増強を企図する新興国等に変更されました。また、当初核関連が規制対象でしたが、比較的安価に製造できる生物・化学兵器の発達や、国際紛争がむしろ通常兵器によって引き起こされている現状を考慮し、規制の対象が拡大されています。

一企業にとって、東西の対立や北朝鮮の核はどうしても良いというのが正直なところではないでしょうか？ でも、日本に存し、日本で活動する企業である以上、法令遵守は必須です。ちょっと、STC 違反として摘発された事例を見てみましょう。

2009年 工作機械の事例（経済産業省 STC HP より）

必要な手続きを逃れるために、輸出時に装置仕様を低く偽って輸出した事例です。おそらく、本来の装置仕様に基づいて輸出許可申請をすれば許可にならない物件だったのでしょう。その結果、法人に罰金刑、関与した社員等に懲役刑、さらに輸出禁止という行政罰まで課せられました。法令の適用を逃れるために不正を行ったのですから当然の結果でしょう。

同様に、規制逃れを意図して摘発される事例が結構な頻度で発生しています。

2010年 タンクローリ

2010年 円筒研削盤等

2011年 パワーショベル

2012年 ニット生地

いずれも経済産業省の HP から取得した事例ですが、最近の事例は北朝鮮関連が大部分を占めています。核開発に対する制裁として、ほとんどすべての工業品が規制対象になっていることで、違反が多発してるようです。

もう1件見てみます。

2007年 無線操縦ヘリ（経済産業省 STC HP より）

ある大手企業が中国向けに遠隔操縦の小型ヘリ1機を輸出したことが法令違反とされました。中国は単独で宇宙にロケットを飛ばし、世界中に届く大陸間弾道弾を保有しています。この国に農薬散布用の小型無線操縦ヘリ1機を輸出しても安全保障上問題ない

ことは明らかですが、経済産業省令に照らして該非判定をすると「該当」であり、輸出に際して許可を得ることが必要であるのに、必要な手続きをとらなかったことが違反とされました。

おそらく実質的に問題ないことが反映したと思いますが、処分の内容は工作機械の事例に比して軽いものです。が、企業イメージに対する影響は大きく、中小企業であればこれだけで倒産するかもしれません。これら事例から明らかなように、悪質な法令違反のケースでは懲役や罰金刑という刑事罰が課せられ、これに重畳して輸出禁止という行政罰も課せられます。また、悪質といえないケースでも刑事告発やこれに伴う企業イメージの悪化があります。行政書士はこのような事態にならないように法令の正しい運用をお手伝いします。

自社の輸出手続に不安のある方はいつでもご相談ください。